

会

議

午前10時 0 分開会

- 議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、8番 小泉孝敬君であります。

報第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（滝内久生君） 日程により、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

- 財務課長（日吉由起美君） それでは、改めましておはようございます。

報第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

報第13号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第9号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり、令和4年8月15日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、令和4年8月13日から14日に発生した台風第8号による災害復旧に係る経費を計上したもので、早急に対応するため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,326万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというもので、予算書の6ページをお開きください。

地方債の変更は2件で、1件目、起債の目的、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額130万円を限度額330万円に変更するもので、200万円の増額は、準用河川北湯ヶ野川災害復旧工事に係るもの。

2件目、起債の目的、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額300万円を限度額1,070万円に変更するもので、770万円の増額は、公共の測量分、単独河川・道路、排水路等の修繕に係るもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、財務課関係、22款1項9目1節現年発生補助災害復旧事業債200万円の増額及び同2節現年発生単独災害復旧事業債770万円の増額は、先ほど予算書6ページにて御説明申し上げました変更2件分でございます。

建設課関係、15款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金400万円の増額は、準用河川北湯ヶ野川河川災害復旧工事に対する負担金。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出の説明でございますが、各事業名称の後の（8月13日災）は省略させていただきます。

財務課関係、12款1項1目予備費537万7,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、10款4項1目7637単独防災施設災害復旧事業24万円の追加は、台風により被災した敷根及び春日山津波避難路の修繕料。

産業振興課関係、10款1項5目7217単独農用施設災害復旧事業250万円の追加及び同6目7223単独林用施設災害復旧事業70万円の追加は、農道3か所、用水路5か所、林道3か所の修繕料でございます。

建設課関係、10款2項1目7303公共河川災害復旧事業1,022万7,000円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、北湯ヶ野川の災害復旧に係る事務費及び工事費、同3目7402単独河川災害復旧事業20万円、同4目7453単独道路橋梁施設災害復旧事業297万円及び同6目7529単独

排水路災害復旧事業224万円の追加は、河川 1 か所、道路12か所、排水路 8 か所の修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第13号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第9号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） 今の概要の建設課の測量設計業務の、この工事ですけれども、この工事内容を少し教えていただけますでしょうか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 測量設計におきましては、まず平面図・横断図の作成を依頼するものです。

○議長（滝内久生君） 11番 進士為雄君。

○11番（進士為雄君） これは測量設計となっていますけれども、設計はないのか。あったとすれば、どういう例えば石積みだとか、いろいろあるかと思えますけれども、その辺の内容をちょっと聞かせてください。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） こちらには測量設計と表記してありますが、やることは測量だけで、設計は職員のほうで対応します。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 歳出10款4項1目7634の防災安全課の分ですけれども、敷根避難路の修繕ということなんです、ここの敷根避難路は避難路なのに、災害に非常に弱いなというも思うんですけど、今回の修繕はどのようなものでしたか。木が倒れたとか、道が壊れたとか、水なのか、風なのか、お願いします。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） それでは、敷根避難路の修繕についてお答えします。

敷根避難路については、予算額全部で24万円のうち14万円で、ちょうど上って真ん中の辺

りですかね、敷根避難路の真ん中の辺りの手すりの路側が少し崩れて、そこに土のう等を置いて修繕するものでございます。

以上です。

- 議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第40号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（滝内久生君） 次は、日程により議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。それでは、議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお願いいたします。

議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど、議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、国家公務員の育児休業等に係る措置を踏まえ、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、人事院の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に鑑み、下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、改正の概要でございます。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の改正により、育児休業の取得回数がこれまで原則 1 回であったものが、原則 2 回まで取得可能となるもので、また、これとは別に子の出生の日から57日以内に取得できる育児休業についても、これまで 1 回であったものを 2 回まで取得可能とするものでございます。

また、これに伴い、再度の育児休業取得に係る事前の申出の規定を削除するものでございます。

(2) 非常勤職員の子の産後パパ育休（出生後57日以内の育児休業）の取得要件について、非常勤職員の在職する可能性のある期間を、現行「子の 1 歳 6 か月到達日」であるところを、「子の出生の日から57日間の期間の末日から 6 月を経過する日」に緩和するものでございます。

(3) 非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

次ページ、14ページをお願いいたします。

新旧対照表で下線箇所が今回の改正となるものでございます。

第 2 条第 3 号の改正は、アにおいて、非常勤職員が子の出生後57日以内に育児休業をする際の取得要件である非常勤職員が在職する可能性のある期間を、子の出生日から起算して57日と 6 月を経過する日に短縮するため、所要の改正を行うものでございます。

イにおいて、非常勤職員の子が 1 歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものでございます。

第2条の3第3号の改正は、非常勤職員の育児休業期間の上限を子が1歳6か月到達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、延長の開始日を任意の日とすることができる規定を整備するものでございます。

第2条の4の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、第2条の3第3号と同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもの。

第2条の5の改正は、条文の整備でございます。

第3条第5号の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た再度取得に係る規定を削除するものでございます。

第3条第7号の改正は、条文の整備で、第3条第8号の改正は、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

改正後の第3条の2は、育児休業法第2条第1項第1号の条例に定める期間を57日と定めるものでございます。

議案件名簿18ページにお戻りください。

最後に、附則で第1項、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例の施行の日前に計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条の規定の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 条例の改正ということですが、このことについては、既に下田市の職員に対する周知等がされているのか。それとも、この定例会終了後に周知していくのかということと、周知方法についてお聞きしたいと思います。

あと、男性の育児休暇については、職場の雰囲気等によりまして、取りやすいような環境というのがあるかと思いますが、現状、下田市職員の中で、令和3年度ないし2年度におい

て、男性の育児休暇の取得というのが何件ぐらいあったかについて、お聞かせいただきたい
と思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） まず、こちらの条例の周知でございますけれども、こちらにつ
いては、条例制定後に行っていきたいというふうに思っています。

また、男性の育児休暇でございますけれども、こちらについては、今のところ私どものほ
うでは把握してはございません。

ただ、その中でも、例えば子供を病院に連れて行くとか、そういったところについては、
特別休暇の対応はしているところなんですけれども、いわゆる育休、例えばお母さんが出勤
するようになって、代わりにお父さんが取るというようなことは、現在のところ、まだない
というふうに思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 私の勤める会社では、5 年前に初めて男性の職員が育休を取りました。
なかなか勇気があったのかなと思われます。ぜひとも、女性の参画という中で、こういった
男性の育児休暇の取得というものも、大いに女性の社会進出に関係してくると思われま
すので、積極的な案内というか、職員への周知をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制
定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） それでは、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の
制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の19ページお開き願います。

下田市立幼稚園条例を廃止する条例を別紙20ページのとおりに制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田幼稚園を廃止するためでございます。

幼児教育・保育施設につきましては、保護者の就労状況や幼児教育・保育の無償化実施によるニーズの変化及び少子化の進行などにより、令和2年度以降、特に幼稚園利用者の減少が顕著となるなど利用状況が大きく変化をし、下田幼稚園につきましては、令和3年4月からの入園申込者は、5歳児9人、4歳児8人、3歳児1人という状況で、在園児の保護者からも、園児数減少に関し不安の声が聞かれました。

こうしたことから、令和3年6月、保育施設や子育て支援団体の関係者、保護者、公募市民等により組織する下田市子ども・子育て会議に、「幼児教育・保育施設の今後のあり方について」諮問をいたしました。

下田市子ども・子育て会議では、書面会議を含む4回の会議を開催し、下田幼稚園保護者や未就園児童保護者との意見交換会での意見・要望なども参考にしながら協議・検討を進め、令和3年9月24日、下田幼稚園は、下田認定こども園と統合し、幼児教育・保育の充実を図っていくこと、統合時期は令和5年4月1日が望ましいとの答申を頂きました。

この答申を受け、令和3年教育委員会9月定例会におきまして審議を行い、下田幼稚園と下田認定こども園の統合を進めることを方針決定し、10月4日の下田幼稚園保護者説明会、10月12日の令和4年度入園説明会において、保護者の皆様に方針と今後の対応について説明を行いました。

次に、統合に向けた取組及び幼児教育・保育の質の向上のための取組として要望や御意見を頂いている事項に対する対応でございます。

1点目として、認定こども園通園バスの旧町内を経由する運行ルートにつきましては、令和5年度から、市民文化会館のバスレーン等を利用し、乗降場所を設置することといたします。

2点目として、公立・民間合同の園児交流の実施につきましては、昨年11月に民間保育施設も交えた5歳児交流を試行的に実施し、本年度は11月に実施を予定しております。

3点目として、園行事等における保護者参加につきましては、親子で楽しめる行事として実施している保育参加、お楽しみ会のほか、園でふだんのお子さんの姿を見ていただくための自由参観などの実施を計画しています。

また、保護者同士の交流の場となるような保護者サークルの創設に向け準備を進めている

ところでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

下田市立幼稚園条例を廃止する条例でございます。

附則でございますが、附則第1項は、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第8項につきましては、今回の下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定に伴いまして、条例の一部改正が必要となったため改正するもので、改正の内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料19ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてあるところが改正をする部分でございます。

附則第2項は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表中、「幼稚園・保育所」を「保育所」に改めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

附則第3項は、下田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正するもので、第6条第2号「及び幼稚園等」を「保育所及び認定こども園」に改めるものです。

附則第4項「下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正」、21ページの附則第5項「下田市立公民館設置管理条例の一部改正」、附則第6項「下田市立吉佐美運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正」、22ページの附則第7項「下田市旧澤村邸条例の一部改正」につきましては、使用料の減免について規定をしているそれぞれの条文から「幼稚園」の文言を削るものでございます。

附則第8項は、下田市子ども・子育て会議条例の一部を改正するもので、第3条第1項第4号中「幼稚園」を「認定こども園」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 幼稚園を廃止するという、この大変、ある意味では残念な結果だと思うんですが、幼児教育における幼稚園の果たしてきた役割、そしてその役割は、どこでどういう具合に引き継がれるのか、あるいはそういうものはなくなってしまうのか、その点、廃止するに当たって、教育上どのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 幼稚園には、教育要領というものがございます。認定こども園には、教育要領、それから保育要領というものがございます。幼児期の終わりまでに子供たちに育てほしい姿というのがありまして、就学前にということによろしいかと思いますが、10の項目があります。その中に、道徳性ですとか、規範意識の芽生え、友達との様々な体験を重ねる、友達と折り合いをつけながら友達との関わり方を身につけると、そのようなことが述べられています。それには、やはり一定の人数が必要だということで、ふだんの生活の中から保護者の方々からも、これで大丈夫だろうかという不安の声があったということを聞いております。

そういったことを総合的に考えて、下田幼稚園の今後の、先ほど課長が人数を申し上げましたけれども、あの人数では、ちょっと不安が残るということで、今回の流れになったわけです。

小学校ですと、学年が少なくても、縦割り活動があったり、交流活動があったりということで、割とそういった活動が設定しやすいと、さらに中学校では、新たな集団で過ごすことができるという環境とチャンスが待っているわけですが、今回の下田幼稚園については、そのことを認定こども園の統合の中でクリアしていこうと、そういうようなことです。

認定こども園の中には、先ほど申し上げましたように、教育要領、保育要領がありまして、就学前に育てほしい姿というのがありますので、そこで教員、それから保育士さんの方々の総力によって達成できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 認定こども園の中に幼稚園の教育要領として引き継がれるので心配はないよと、こういう御答弁をいただいたかと思うんですが、5歳児8人だったですか、4歳児9人、3歳児が1人の応募しか今年なかったと、こういう状態の中で統合せざるを得ないというお話であったかと思うわけですが、そうしますと、幼稚園教育を担うのは、下田市内では、この認定こども園しかない、民間のものはないという具合に考えてよろしいのかと。

それから、恐らく民間の保育所も、人口減の中で園児が少なくなっているのではないかなと思うんですが、そういうところとの交流を図るんだというようなお話もいただいたかと思いますが、そこら辺はどのようにお考えなのかと。

それから、今、テレビで、バスの中に3歳の女の子が置かれて亡くなるというような不幸な事故が起きているわけですが、恐らく認定こども園にするということは、下田においてもバス通園ということになるかなと思うんですが、そこら辺の点検や心配というのは全くないのか、改めてこの機会ですので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） まず、幼稚園教育については、公立の下田認定こども園だけなのかというような御質問についてでございます。

民間の稲生沢保育園が保育所型の認定こども園化をしております、現在、稲生沢こども園として開設をしておりますので、そちらにおいても、各学年5名ずつということですが、受入れをしているような状況でございます。

それから、交流についてということでございますが、今年度、昨年度から実施をした、まず5歳児の民間も含めた交流というのですが、保護者の皆様方から、今、小学校に上がるときに、小学校に行くまで地域にどんな子がいるのか、そういうのが分からない状況だよと。その前に交流の機会をつくってほしいというような御要望を頂いております。そうした中で、民間施設の園長さん方にも御理解をいただいて、全施設、下田の子が一堂に交流をする機会を設けようということで実施をしております。

それから、4歳以下については、現在、公立だけでございますが、昨年度から4歳児とかについても交流を始めたところでございます。

それから、バス通園の状況でございます。牧之原市での事件を受けまして、翌日には、園のほうで、園長のほうから職員に対して、再度、その確認、園児の点呼であったりについて確認を行っております。

また、その模様を一部報道さんのほうでも、下田市の取組の状況ということで報道いただいたところでございます。

それから、実際の取組としましては、通園バスに必ず資格を持った保育士が1名同乗しております。それから、その保育士が点呼をして、乗車をする予定で来ていない園児については、保護者に連絡を取って確認を取る。それから、園に着いた後も、園のほうで引き渡しを受ける保育士のほうで重ねて点呼をするような形を取っています。

それから、今、バスのほうも消毒作業とかをやっていますので、最終的に運転手の方がまた清掃とか消毒をしながら車内を点検していただくと、そういったような形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

- 議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（滝内久生君） 次は、日程により議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（平井孝一君） それでは、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次の23ページのとおり制定するもので、提案理由は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

少し補足説明させていただきます。

今回の条例の一部改正は、令和4年4月1日より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」が施行されたことに伴うものでございます。

その特別措置法の改正の主な観点としましては、新たな市場価格を踏まえて、一定のプレミアを交付するFIP（Feed-in Premium）制度の創設、太陽光発電設備の

廃棄等費用の外部積立制度の導入、未稼働案件の認定失効制度の導入などによるものでございます。

なお、この特措法の改正により、本条例の許可基準に対して影響するものはなく、今回に対しましては、字句等、条文の整理を行うのみでございます。

それでは、条例改正内容について説明いたします。

議案説明資料の23ページを御覧ください。

本条例に伴う新旧対照表でございます。左側が改正前、右側は改正後、下線箇所が今回改正で、第3条第1号中、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改めるのは、法改正に伴うもの、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改めるのは、法改正による条ずれの整理に伴うものでございます。

議案件名簿の23ページにお戻りください。

最後に、附則は、本条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第43号～議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、

議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

- 財務課長（日吉由起美君） 議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）から議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを念頭に、緊急を要するもの、国・県補助事業等の変更に伴うもの、また決算に伴うもの等について、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、令和3年度決算に基づく繰越金の増額や特別会計への繰出金等の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、臨時財政対策債の減額等に伴う起債の増減を計上し、歳出では、5回目の新型コロナワクチン接種費用、各種施設の光熱水費、維持補修費等を計上いたしました。

その他、財政調整基金及び減債基金の積立てや国・県負担金の精算、人事異動に伴う人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,064万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億3,390万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は、「第2表 地方債補正 1

追加」による。第2項地方債の変更は、「第2表 地方債補正 2 変更」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債の追加は、2件でございます。

1件目、起債の目的、市道鶴島大浦線落石防止対策事業、限度額1,000万円及び2件目、市道敷根1号線落石防止対策事業、限度額4,000万円は、いずれも市道の安全対策として落石防止工事を行うもので、緊急自然災害防止対策事業債を発行するもの、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページ、地方債の変更は、5件でございます。

1件目、起債の目的、本郷橋大規模改修事業につきましては、過疎対策事業債の増額に伴い、限度額5,060万円を限度額4,800万円に減額するもの。

2件目、起債の目的、県営下田港湾改修事業につきましては、負担金額の増額に伴い、限度額540万円を限度額550万円に増額するもの。

3件目、市営住宅改修事業につきましては、交付金額の減額内示に伴い、限度額2,850万円を限度額2,960万円に増額するもの。

4件目、過疎対策事業債につきましては、起債協議に伴い限度額2億9,560万円を限度額3億1,250万円に増額するもの。

5件目は、臨時財政対策債で、発行可能額が確定したため、限度額2億円を限度額9,980万円に減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、21款5項4目20節雑入1,326万2,000円の増額のうち給与受入金等は、人件費の補正に伴うもの。また、地方公共団体システム機構デジタル基盤改革支援補助金は、申請管理システムの導入に対するもの。

企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金42万円の増額は、国庫補助事業地方負担分に対するものとして、追加交付されるもの。16款2項1目6節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金106万6,000円の増額は、新たに実施する2事業に対する補助金。19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金250万円の減額は、充当するニューポート市訪問が中止となったため、減額するもの。

財務課関係、10款1項1目1節地方特例交付金86万5,000円の増額及び11款1項1目1節普通交付税2億3,457万2,000円の増額は、交付額の確定によるもの。

4 ページ、5 ページ、16款 3 項 5 目 1 節県費・権限移譲事務交付金56万2,000円の減額は、交付確定によるもの。20款 1 項 1 目 1 節繰越金 5 億4,569万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。22款 1 項 3 目 1 節道路橋梁債からページをめくっていただき、同 8 目 1 節臨時財政対策債までの地方債の増減は、先ほど予算書 8 ページ、9 ページにて御説明申し上げました、追加 2 件及び変更 5 件に係るものでございます。

防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金40万3,000円の増額は、消防団用備品購入の財源として交付金を受け入れるもの。21款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入1,107万9,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分でございます。

市民保健課関係、15款 1 項 2 目 1 節国庫・接種対策費負担金5,475万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る前年度精算分及び 5 回目追加接種に対する負担金、同 2 項 2 目18節国庫・介護保険事業費補助金41万8,000円の増額は、介護報酬改定等に係るシステム改修に係るもの。同 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金5,370万8,000円の増額は、5 回目接種に係るもの。16款 1 項 1 目 6 節県費・低所得者保険料軽減負担金3,000円の増額は、前年度の精算によるもの。同 2 項 2 目 2 節県費・老人福祉費補助金83万6,000円の増額は、成年後見事業に対するもの。同 3 目 1 節県費・保健衛生費補助金45万円の増額は、新型コロナに係る自宅療養者の生活支援に対するもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

19款 1 項 3 目 1 節国民健康保険事業特別会計繰入金464万8,000円の増額、同 4 目 1 節介護保険特別会計繰入金5,240万9,000円の増額、同 5 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金398万円の増額、21款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入14万7,000円の増額、同 3 節広域連合過年度収入2,666万3,000円の増額は、いずれも前年度精算分でございます。

福祉事務所関係、18款 1 項 3 目 1 節社会福祉費寄附金11万円の増額は、ほのぼの福祉基金及び同 2 節児童福祉費寄附金 9 万9,000円の増額は、子育て支援基金への御寄附を頂いたもの。19款 2 項 1 目 5 節ほのぼの福祉基金繰入金220万円の増額は、総合福祉会館の修繕に充当するもの。21款 5 項 3 目 1 節民生費過年度収入230万1,000円の増額は、前年度国・県負担金等の精算に伴うもの。同 4 目 4 節心身障害者扶養共済制度保険料受入金 1 万3,000円の増額は、保険加入件数の変更によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

環境対策課関係、21款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入150万5,000円の増額は、南豆

衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、13款 1 項 2 目 2 節林業費分担金165万円の追加は、落合地区宮ノ平治山工事に対するもの。21款 5 項 4 目20節雑入14万6,000円の増額は、レンゲ等種子購入者負担金。

建設課関係、13款 1 項 1 目 1 節住宅費分担金592万5,000円の増額は、事業費の増額によるもの。15款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金111万8,000円の減額は、交付金額の減額内示によるもの。同 2 節国庫・地籍調査費補助金13万円の増額及び16款 2 項 6 目 1 節県費・地籍調査費補助金 6 万5,000円の増額は、地籍調査事業に係るもの。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費の増減につきましては、主に 4 月の人事異動に伴う調整であり、また、会計年度任用職員人件費の増減につきましても、雇用する職員が決定したことによる調整で、補正内容等欄記載のとおりでございます。時間外勤務手当を除く人件費のみの事業につきましては、項目の説明を省略させていただきたいと存じます。

議会事務局関係、 1 款 1 項 1 目0001議会事務42万1,000円の増額は、議員期末手当の減ほか。

総務課関係、 2 款 1 項 1 目0100総務関係人件費897万6,000円の減額は、時間外勤務手当、退職手当特別負担金ほか。同0105庶務管理事務 6 万6,000円の増額は、印刷製本費。一つ飛びまして、同 2 目0111福利厚生事業27万1,000円の増額は、職員健康診断等の不足額。同 0112職員研修事業28万円の減額は、普通旅費の減及び通行料の増。同 4 目0146文書管理事務 99万7,000円の増額は、文書管理用の消耗品・備品の購入。同 7 目0142庁舎管理事業355万円の増額は、補正内容等欄記載のとおり燃料費、光熱水費等の不足によるもの。2つ飛びまして、同 9 項 1 目0910電算処理総務事業2,591万5,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、委託料は市税等の納付書に Q R コードを添付するための改修費、また、行政手続のオンライン化に伴うシステム構築費ほか。

企画課関係、 2 款 1 項 5 目0174都市交流事業311万円の減額は、ニューポート市訪問が中止となったため減額するもの。同 8 目0240地域振興事業104万7,000円の増額は、時間外勤務手当のほか。地区集会所建築補助金は、西本郷区集会所新設に対するもの。同0248政策推進事業60万円の増額は、県の補助金を活用し、中学生ドローンパイロット職業体験を行うもの。同16目0225新庁舎等建設推進事業10万円の増額は、消耗品費。同0227旧稻生沢中学校管理事

業64万7,000円の追加は、旧稲生沢中学校の管理を学校教育課から企画課に移管し、建設までの間の管理を行うもの。

14ページ、15ページをお開きください。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務101万7,000円の増額は、時間外勤務手当、共用車の燃料費、修繕料。同12目0300財政管理事務248万1,000円の減額は、時間外勤務手当ほか。一つ飛びまして、同18目0380財政調整基金4億5,000万円の増額は、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金から財政調整基金に積み立てるもの。同19目0385減債基金9,918万円の増額は、減債基金に積み立てるもの。11款1項1目7700起債元金償還事務96万円の増額及び同2目7710起債利子償還事務2,699万4,000円の減額は、令和3年度借入利率の確定によるもの。12款1項1目予備費320万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務2,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務472万3,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同2目0470市民税課税事務71万円の増額は、駐車料、備品購入費。一つ飛びまして、同0472市税徴収事務50万円の増額は、市税還付金（市民税・法人）の増。

防災安全課関係、2款7項1目0753防犯対策事業89万1,000円の増額は、防犯灯の電気料。同8項1目0860防災対策総務事務25万8,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、時間外勤務手当ほか全国瞬時警報システムの改修費。同0864防災施設等整備事業1,100万円の追加は、庁舎移転に伴う防災行政無線の移設に係る実施設計業務委託。8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務77万3,000円の減額は、本年度の事業費の精査によるもの。同2目5810消防団活動推進事業6万6,000円の減額は、時間外勤務手当、消防用備品は2か所の分団のAEDを更新するもの。

16ページ、17ページをお開きください。

同3目5860消防施設等整備事業780万円の増額は、詰所の修繕料ほか3か所の詰所解体工事費でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務96万6,000円の減額は、時間外勤務手当のほか旅券発行の電子申請の導入に伴いパソコンをリースするもの。一つ飛びまして、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業8万2,000円の増額は、前年度の事業費確定による県費返還金。同6項1目1850国民年金事務152万6,000円の減額は、時間外勤務手当ほか。同7項1目1901国民健康保険会計繰出金12万1,000円の増額及び同8項1目1950介護保

険会計繰出金189万1,000円の減額は、各特別会計繰出金の増減。一つ飛びまして、同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金41万円の増額は、特別会計繰出金の増。4款1項1目2000保健衛生総務事務481万7,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同2目2020予防接種事業32万9,000円の増額は、国庫返還金ほか。同2022感染症対策事業45万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に罹患した自宅療養者の生活支援として食料等を提供するもの。同2023新型コロナワクチン接種事業1億3,343万7,000円の増額は、5回目追加ワクチン接種事務費及び令和3年度精算の国庫返還金。同3目2040母子保健相談指導事業15万6,000円の増額は、国庫返還金。同4目2150健康増進事業53万8,000円の増額は、健康診査業務委託料の増ほか。同7目2100伊豆斎場組合負担事務167万2,000円の減額は、負担金の減でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務702万7,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同1010新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業270万円の増額及び同1011生活困窮者自立支援事業96万6,000円の増額は、前年度の事業費確定による国庫返還金。同2目1052在宅身体障害者（児）援護事業307万1,000円の増額は、障害者医療に係る国・県返還金ほか。

18ページ、19ページをお開きください。

同1053地域生活支援等事業4万9,000円の増額は、国庫返還金。同3目1102心身障害者扶養共済事務2万円の増額は、共済掛金の変更によるもの。同5目1120障害福祉サービス事業275万5,000円の増額は、国・県返還金。同6目1150ほのぼの福祉基金11万円の増額は、頂いた寄附金を積み立てるもの。同2項3目1300総合福祉会館管理運営事業220万円の増額は、電気設備の修繕料。一つ飛びまして、同3項1目1453児童扶養手当支給事業40万5,000円の増額は、国庫返還金。また、一つ飛びまして、同1465子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）142万7,000円の増額、同7目1700母子家庭等援護事業10万9,000円の増額は、国・県返還金。同10目1730子育て支援基金9万9,000円の増額は、頂いた寄附金を積み立てるもの。同4項1目1750生活保護総務事務3,835万4,000円の増額及び同1752生活保護適正実施推進事業34万6,000円の増額は、国庫返還金。

環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務252万9,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同3目2280ごみ収集事務42万円の増額は、消耗品費、印刷製本費。同5目2380環境対策事務84万円の増額は、申請件数の増加見込みによるもの。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住・交流居住推進事業17万6,000円の増額は、申請件数の増加見込みによるもの。一つ飛びまして、5款1項2目3050農業総務事務180万円の

増額は、時間外勤務手当ほか。同 3 目3100農業振興事業38万円の増額は、旅費、消耗品費。
同3102花のまち下田推進事業15万2,000円の増額は、消耗品費。

20ページ、21ページをお開きください。

同 4 目3200農用施設維持管理事業626万4,000円の増額は、修繕料ほか記載のとおり。同 5 目3250基幹集落センター管理運営事業21万円の増額は、光熱水費、修繕料。同 2 項 1 目3351林道維持管理事業120万円の増額は、林道維持管理業務委託料の増。同 7 目3560市営治山事業550万円の追加は、落合地区宮ノ平治山工事に伴う測量設計業務委託。同 4 項 2 目3750漁港管理事業852万円の増額は、田牛漁港泊地浚渫工事ほか。同 3 目3808漁港海岸保全整備事業130万円の増額は、須崎漁港海岸保全区域内に看板を設置するもの。一つ飛びまして、6 款 1 項 2 目4050商工業振興事業250万円の増額は、申請件数の増加が見込まれるため。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目4200観光まちづくり総務事務314万4,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同 2 目4253世界一の海づくり事業40万円の増額は、マスターズオープンサーフィン選手権大会へ補助金を交付するもの。同 3 目4350観光施設管理総務事務944万5,000 円の増額は、観光施設の修繕料等。同4353多々戸温水シャワー施設管理運営事業12万5,000 円の増額は、光熱水費。

建設課関係、2 款 1 項 9 目0241公共交通推進事業387万7,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、公共交通の利便性向上、利用促進、キャッシュレス決済の推進を目的として、各種事業に対し補助金を交付するもの。7 款 1 項 1 目4500土木総務事務371万8,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同 2 項 1 目4550道路維持事業7,440万3,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、修繕料、市道維持補修工事、市道鵜島大浦線、敷根 1 号線の落石防止工事ほか。同 2 目4570交通安全施設整備事業350万円の増額、同 3 項 1 目4800河川維持事業760 万円の増額、同 2 目4900排水路維持事業510万円の増額は、各種施設の維持工事、修繕料。同 4 項 1 目5101県営港湾事業負担事務2,620万円の増額は、事業費の増によるもの。同 5 項 1 目5150都市計画総務事務570万2,000円の減額は、時間外勤務手当ほか。

22ページ、23ページをお開きください。

同5161景観推進事業19万7,000円の増額は、審議会開催回数の増によるもの。同 2 目5180伊豆縦貫道建設促進事業297万7,000円の増額のうち委託料は、建設発生土を活用した土地利用について検討するもの。同 3 目5200県営街路事業負担事務1,143万9,000円の増額は、下田港横枕線街路事業負担金。同 4 目5250都市公園維持管理事業30万円の増額は、小山田公園の駐車場看板を設置するもの。同 7 項 3 目5630急傾斜地対策事業1,225万円の増額は、事業費

の変更及び箇所の追加による負担金の増。

学校教育課関係、３款３項３目1550公立保育所管理運営事業571万2,000円の増額は、光熱水費ほか補正内容等記載のとおり。同４目1600民間保育所事業569万6,000円の増額は、国・県返還金。同５目1670認定こども園管理運営事業49万8,000円の減額は、時間外勤務手当、光熱水費。同６目1452放課後児童対策事業91万9,000円の増額は、車借上料及び国庫返還金。同８目1745地域子育て支援センター運営事業７万8,000円の増額及び同９目1749子ども・子育て支援事業50万円の増額は、国庫返還金。９款１項２目6010教育委員会事務局総務事務1,008万8,000円の増額は、時間外勤務手当のほか補正内容等記載のとおり。同３目6020奨学振興事業160万円の減額は、ニューポート市への中学生派遣が中止となったため。２つ飛びまして、同２項１目6050小学校管理事業921万9,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、各学校の光熱水費、修繕料等。同２目6090小学校教育振興事業３万5,000円の増額は、消耗品費、複写機使用料。同３項１目6150中学校管理事業462万1,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、光熱水費ほか。

24ページ、25ページをお開きください。

一つ飛びまして、同４項１目6250幼稚園管理事業15万9,000円の増額は、時間外勤務手当、光熱水費。同７項１目6800学校給食管理運営事業393万6,000円の増額は、光熱水費。

生涯学習課関係、９款５項１目6350社会教育総務事務666万8,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。同２目6400青少年海の家管理運営事業１万3,000円の増額は、光熱水費。同6402青少年活動推進事業9,000円の増額は、「二十歳の集い」の会場変更による交通整理業務委託。一つ飛びまして、同５目6550公民館管理運営事業11万7,000円の増額は、光熱水費。同６目6600図書館管理運営事業14万4,000円の減額は、光熱水費ほか。一つ飛びまして、同６項１目6700保健体育総務事務14万8,000円の増額及び同２目6750吉佐美運動公園管理運営事業１万1,000円の増額は、光熱水費。

選挙管理委員会関係、２款４項１目0550選挙管理委員会事務３万8,000円の増額は、職員人件費。

監査委員事務局関係、２款６項１目0700監査委員事務19万5,000円の減額は、時間外勤務手当、郵便料等でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第43号 令和４年度下田市一般会計補正予算（第７号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（滝内久生君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時25分まで休憩

します。

午前11時09分休憩

午前11時25分再開

- 議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、建設課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設課長。

- 建設課長（平井孝一君） 先ほど、専第9号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号）における8月の台風8号に伴う災害復旧の専決関係でございます。その中で、7303事業、公共河川災害復旧事業の中の測量設計業務委託について、設計が入っていないとの、私、説明をいたしました、すみません、そちらの箇所につきましては、被災が直高5メートルを超えるブロック積みの工法を想定しております。公共債の規定といたしまして、支持力調査等が義務づけられておりますので、この部分につきまして設計が入っております。今後、工法等をいろいろ考えて、経済的な工法を選択していきたいと考えております。

大変申し訳ありませんでした。

- 議長（滝内久生君） 休憩前に引き続き説明を求めます。

財務課長。

- 財務課長（日吉由起美君） それでは、続きまして議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の67ページをお開きください。

令和4年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の68ページから71ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は、302万7,000円の増額で、前年度繰越金

の確定に伴うものでございます。

28ページ、29ページ、歳出でございますが、3款1項1目8030稲梓財産区基金積立金280万円の増額は、前年度繰越金の確定により財政調整基金積立金を増額するもの。5款1項1目予備費22万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の83ページをお開きください。

令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の84ページから87ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金111万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

32ページ、33ページ、歳出でございますが、5款1項1目予備費111万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の99ページをお開きください。

令和4年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,513万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ31億4,629万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の100ページから103ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目4節事務費等繰入金12万1,000円の増額は、人事異動等による繰入金（人件費分）の増及び（事務費分）の減。7款1項1目1節繰越金5,454万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。8款3項5目1節特定健康診査等負担金46万5,000円の増額は、前年度の精算分でございます。

36ページ、37ページ、歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務22万3,000円の増額は、時間外勤務手当及びシステム改修費ほか。一つ飛びまして、5款1項1目8485健康管理普及事業15万1,000円の増額は、特定健診啓発品を購入するもの。6款1項1目8490国民健康保険事業基金3,900万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金に積み立てるもの。8款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務128万6,000円の増額は、保険税還付金の増。同3目8530国民健康保険償還金事務298万3,000円の増額は、前年度の保険給付費等交付金返還金等の確定によるもの。同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金464万8,000円の増額は、前年度精算分。9款1項1目予備費688万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の121ページをお開きください。

令和4年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,710万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の122

ページから125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要38ページ、39ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分22万4,000円の減額は、地域支援事業の減額によるもの。4款1項1目2節支払基金交付金・介護給付費交付金・過年度分1,029万4,000円の追加及び同2目2節支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・過年度分105万7,000円の追加は、基金交付金の精算によるもの。5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分11万2,000円の減額。8款1項3目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分11万2,000円の減額。40ページ、41ページ、同4目1節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・職員給与費等繰入金34万6,000円の減額及び同2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金157万5,000円の減額は、人事異動に伴うもの。同5目1節一般会計繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金3,000円の増は、精算によるもの。9款1項1目1節繰越金1億8,312万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

42ページ、43ページをお開き下さい。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務190万3,000円の減額から3款3項1目9349総合相談事業161万1,000円の減額は、職員人件費等。同2目9351権利擁護事業134万9,000円の増額は、成年後見制度利用件数の増加見込みのため。同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業310万8,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。4款1項1目9375介護給付費準備基金積立金1億788万4,000円の増額は、介護給付費準備基金へ積み立てるもの。6款1項3目9397介護保険償還金事務3,493万2,000円の増額は、国・県返還金。同2項1目9398介護保険一般会計繰出金5,240万9,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの。7款1項1目予備費61万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の143ページをお開き下さい。

令和４年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるもので、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ599万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億600万8,000円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の144ページから147ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要44ページ、45ページをお開きください。

歳入でございますが、１款１項１目１節特別徴収保険料・現年度分1,334万6,000円の減額及び同２目１節普通徴収保険料・現年度分178万2,000円の増額は、それぞれ本算定に基づく後期高齢者医療保険料の調定額の見込みによるもの。３款１項１目１節事務費繰入金41万円の増額は、職員人件費の増に伴う繰入金の増。４款１項１目１節繰越金410万円の増額は、前年度の決算確定によるもの。５款２項１目１節保険料還付金106万2,000円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金でございます。

46ページ、47ページ歳出でございますが、１款１項１目8700後期高齢者医療総務事務41万円の増額は、時間外勤務手当等。２款１項１目8750後期高齢者医療広域連合納付金1,144万円の減額は、本算定に基づく見込みにより、納付金が減額となるもの。４款１項１目8760保険料還付金106万2,000円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金の増。同２項１目8780他会計繰入金398万円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

５款１項１目予備費4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第48号 令和４年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 令和４年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正予算書の163ページをお開きください。

令和４年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるもので、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2,642万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の164ページから167ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要48ページ、49ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目1節繰越金42万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

50ページ、51ページ歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業11万7,000円の増額は、光熱水費。2款1項2目9009起債利子償還事務10万2,000円の減額は、長期債利子の確定によるもの。3款1項1目予備費41万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

52ページから57ページには、4月の人事異動等に伴う人件費の増減につきまして、総括、会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員の順で、会計ごとに一覧表を添付させていただきました。

以上、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）から議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございますが、令和3年度決算額確定による長期前受金戻入の減額、減価償却費の減額、利息確定による企業債利息の減額及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和4年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計「4億6,485万7,000円」を「4億6,470万6,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款水道事業収益を2,000円減額し、6億4,230万6,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を2,000円減額し、2,620万1,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を632万9,000円減額し、5億9,752万円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を636万8,000円減額し、5億4,702万2,000円に、第2項営業外費用を3万9,000円増額し、4,249万8,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書中「不足する額2億7,322万2,000円」を「不足する額2億7,307万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,492万1,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,355万8,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,616万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,412万9,000円」に、「減債積立金213万9,000円」を「減債積立金538万4,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を15万1,000円減額し、6億4,724万1,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を15万1,000円減額し、4億9,242万3,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「8,647万9,000円」を「8,193万8,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和4年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益の2,000円減額は、2項営業外収益、3目長期前受金戻入で、令和3年度決算に伴う受贈財産評価額の確定によるものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用を632万9,000円減額するもので、1項営業費用636万8,000円の減額は、3目受託工事費及び5目総係費の減額、4目業務費の増額は、

人件費の調整によるもの、6目減価償却費202万4,000円の減額は、令和3年度決算額確定による減額でございます。

2項営業外費用3万9,000円の増額は、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入利率の確定、2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出15万1,000円減額するもので、内訳としまして、1項建設改良費、1目改良工事費15万1,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

8ページ、9ページは、給与費明細書でございます。

10ページから12ページをお願いいたします。

令和4年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は69億906万6,000円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は69億906万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページをお願いいたします。

令和4年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,242万9,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億5,428万2,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが2億1,386万5,000円となり、資金増加額が201万2,000円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高2億9,438万5,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が2億9,639万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきまして、令和3年度決算確定による長期前受金戻入の減額、収益的支出におきましては、不明水流入への対策、高騰が続く電気料金不足額への対応、令和3年度決算確定による減価償却費の減額、令和3年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等、また、

資本的支出におきましては、新規接続に伴う委託料の増額に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の25ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和4年度下田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和3年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計1億5,141万8,000円を1億4,904万5,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款下水道事業収益を345万7,000円減額し、8億9,936万5,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を345万7,000円減額し、7億4,894万2,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用を1,030万9,000円増額し、7億5,868万円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を1,379万1,000円増額し、7億89万7,000円、第2項営業外費用を348万2,000円減額し、4,778万1,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書中「不足する額4億185万5,000円」を「不足する額3億9,948万2,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額716万9,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額729万6,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億2,455万5,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億2,323万9000円」に、「減債積立金5,333万3,000円」を「減債積立金1億4,273万5,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分額1億1,679万8,000円」を「当年度利益剰余金予定処分額2,621万2,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を237万3,000円減額し、5億9,330万5,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を237万3,000円減額し、1億4,944万5,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「2,828万2,000円」を「2,893万7,000円」に改めるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

令和4年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款下水道事業収益を345万7,000円減額するもので、内訳としまして、2項営業外収益345万7,000円の減額は、令和3年度決算確定による3目長期前受金戻入の減額でございます。

次に、支出でございます。

1款下水道事業費用を1,030万9,000円増額するもので、内訳としまして、1項営業費用1,379万1,000円の増額は、1目管渠費の委託料及び修繕料の増額は、不明水調査及び流入箇所を修繕するもの。2目処理場費の増額は、処理場包括委託料に対し、高騰する電気料金不足分に対応するもの。4目総係費の増額は、人件費の調整によるもの。5目減価償却費の減額は、令和3年度決算整理によるもの。2項営業外費用348万2,000円の減額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息の確定によるものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出を237万3,000円減額するもので、内訳としまして、1項建設改良費237万3,000円の減額は、1目管渠整備事業費は、新規接続に伴う取付管取出業務委託料の増額及び2目処理場改良事業費共に人件費減額の調整によるものでございます。

32ページ、33ページは、給与費明細書でございます。

34ページから36ページを御覧ください。

令和4年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、34ページ末尾に記載してございますように、資産合計は109億7,523万4,000円となるものでございます。

また、36ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は109億7,523万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

37ページを御覧ください。

令和4年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億5,636万円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億2,634万円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億6,402万8,000円となり、資金減少額が3,400万8,000円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高1億6,344万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末

残高が1億2,943万5,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

- 議長（滝内久生君） ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩とします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

- 議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第43号から議第51号までについて当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） すみません、補正予算の概要の15ページにあります、ちょうど真ん中頃に起債利子償還事務、長期債の利子が2,699万4,000円減ということでございますが、令和3年度の借入利率の確定によるという、こういう説明をいただいたと思うんですが、想定幾らの利率が幾らになったのかということと、やはりこの借換え等をして、この利息を少なくしていくといえますか、恐らく4%以上の、あるいは7%で起債をされているときと今日の利息は大変違うという状況があらうかと思うんですけれども、そういう検討はされているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、防災安全課の防災行政無線親局移設実施設計業務委託1,100万円の予算が出ておりますが、これはどういう事情で親局の移転が今の時点で必要なのかということが、ちょっと理解できませんので、このお尋ねをしたいという具合に思います。

新しい庁舎ができて、そこに移設するということではないのかと思うんですが、どういうことなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの港湾整備改修事業負担金が2,620万円、事業費の増によるということでございますが、これもどういうわけで事業費の増が発生したのか、御説明をいただきたい。

23ページの伊豆縦貫道に関わります建設発生土の活用土地利用検討業務860万円、これも事業内容を御説明いただきたいと、こういう具合に思います。

とりあえず、一般会計につきましては、以上、御質問いたします。

○議長（滝内久生君） 財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 利子の減額のところについて、お答えしたいと思います。

ごめんなさい、ちょっと令和3年度の当初予算の利息の設定を何%にしたかというのが、ちょっと持ち合わせがないんですけれども、1%から1.5%程度を令和4年度のところで見込んで、予算のほうを作成したかと思えます。

今回、減額ということでございますけれども、また決算のほうで見ていただきたいかと思うんですが、3年度の借入れの利率が一番低いもので0.08%、それから高いもので0.8%ぐらいの借入れということができましたので、期間とか借入時期によって利率のほうが変わってくるものですから、それを見込んで予算のほうをつくっているんですけれども、結果的に0.8とか0.2とか、いろいろありますけれども、そのような形になりましたので、今回、確定ということで、予算のほうを減額させていただいているものでございます。

それから、先ほど借換えというお話がありましたけれども、過去に高い利率のもの、当時6%以上でしたか、ごめんなさい、平成18年、19年から21年にかけて補償金免除繰上償還というのがございまして、借換えとかをやったものですから、相当高い利率のものについては、その借換えのほうは終わっているということで、なおかつその償還も、借り換えて低い利率になりましたけれども、そちらのほうも大抵終わっております。

簡単に借換えというのはできませんで、借り換えたときに、大体財政融資ですと、利息という形ではないんですけれども、その繰り上げた分の利息については、別に請求されますので、借り換えたからといって払うものが少なくなるということはなかなかなくて、なかなか借換えというのも現状では難しい。

それから、自分で繰上償還するにも、財源のほうが一時的に多く必要となりますので、なかなかちょっとそれはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、防災行政無線親局移設実施設計業務委託についてお答えいたします。

令和6年度の旧稲生沢中学校への先行移転に伴う同報系・移動系・県防災系等の防災行政

無線設備の移設工事に係る実施設計業務を行うものでございます。

以上です。

- 議長（滝内久生君） 建設課長。
- 建設課長（平井孝一君） まず、概要の21ページ、県営港湾事業負担事務につきまして、2,620万円の増、大きいものとしましては、今回、下田港湾の浚渫工事6,000万円の事業があり、その3分の1で2,000万円、その他、物揚げ場整備の測量設計等の増があり、今回、2,620万円となっております。

あと、23ページの伊豆縦貫道促進事業の建設発生土活用土地利用検討業務860万円の内容ですが、まずこちらにつきましては、令和元年度に箕作地区の建設発生残土活用基本設計をつくったところでございますが、その後、地権者等々と協議した中で、水路の位置の変更が生じました。また、直轄の国交省ともいろいろ調整したところ、周りを囲む擁壁の構造についての見直しがあり、それに伴って変更を行うものです。

また、それに加えて、今後、河津下田道路（期）区間の着工を踏まえまして、沿道を中心に建設発生土を活用した土地がないかどうかということも調査していきたいと思っております。

以上です。

- 議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。
- 13番（沢登英信君） 長期利子の関係は分かりました。

防災行政無線が令和6年度に庁舎ができて、そこに移設するんだという、こういう想定の下で、この補正予算で1,100万円、今の時点でやらなければならないという事情というのはどこにあるのかなと、こういう具合に思うわけですが、まだ庁舎も建っていないと、計画はあるけれども建っていないという時点で、これがこの補正予算のこの時期に、どうして今必要なのかという点について、再度、このお尋ねをしたいと思います。

港湾整備の関係は、分かりました。

この23ページの伊豆縦貫道の土地検討業務は、地元の方から水路の問題や、あるいは擁壁の問題が出されて、対応していこうと、こういうことであろうかと思うんですが、これも土地利用の検討業務というのは、そうしますと、どなたがどういう具合に、この検討業務を進めていくのかと。当初のこの埋立てのときに、当然、水路や、そういうものもあって、高い擁壁も必要になるというようなことも想定されていたんではなかろうかと思うんですが、これも今の時点で、どうしてこういう予算が出てくるのかと。再度、また同じような予算が

次々出てくる可能性というのはあるのかと、そういう思いがしますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは、防災行政無線の実施設計について、この補正でやらなければならない理由についてお答えいたします。

防災安全課につきましては、令和6年度に旧稲生沢中学校に先行移転を行うことから、現在、敷根等に配備されている無線の親局等を令和5年度中に移設をしなければいけないことから、今年度中に実施設計を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 縦貫道の関係の土地利用の関係ですが、まず水路につきましては、当初、土地の周りを囲むように水路をつくっていく、そういう方向で話を進めていたところなんですが、農業者との話合いの中から、土地を囲むと、距離も長くなって維持管理がちょっと大変になるというところで、土地の間をうまく通してできないかというところで話合いが付き、今回、設計変更を行うものです。

構造につきましては、国交省のほうから依頼があり、周りの擁壁を通常の土羽形にすることによって工期の節減を図っていきたいという協議の下、今回、検討するものです。

再度、このようなことが起きるかということでございますが、箕作に関しましては、今回が最終形と思っております。

また、あくまでも基本設計なので、実施に当たって、箕作については、今後ないと思いますが、須原等々、また詳細な展開をしていく中で変更が生じる可能性もあるかと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 無線の親局といいますと、当然、親があれば子の局があると、サンワーク等に置いてあるんじゃないかと思うんですが、そういう親局と子局の関係というのは、今、どういうことを想定しているのか、併せてお尋ねをしたいと思うわけです。

しばらくの間、ここと、設置は6年度以降ということになるかもしれませんが、両方の親局を持って、子局がもう一つあるという、そういう想定になるのかという点と、この今の説明ですと、23ページの建設発生土活用土地利用検討業務というのは、設計業務だと。内容は、説明いただいたのは、水路の変更とか擁壁の変更ということですので、設計に関わる費用な

のか、この860万円というのは何に使う費用なのか、すみませんね、お尋ねします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、防災行政無線の親局と子局の関係についてお答えいたします。

同報無線につきましては、敷根プールに親局がありまして、そこからの放送をして、市内の130か所ぐらいの子局、電柱とかパンザーマスト等についているスピーカーから放送がされる形になっております。

今回、先ほども答弁しましたとおり、令和6年度に旧稲生沢中学校に防災安全課が移りますので、そちらのほうに敷根にある親局を旧稲生沢中学校に移設して、そこから放送して、今使っている子局を同じような形で使うという計画となっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 今回ののは、基本設計の見直しと考えていただければと思います。

加えまして、先ほど一番初めに説明しましたが、今後、下田のほうの伊豆縦貫道工事に当たって、残土の発生土を活用するに当たっては、できるだけ現場と発生土を埋めるところが近いのが有効的と考えております。

今後、沿道線を中心に、そういった有効活用できるところがないかということも併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 補正予算の概要の13ページを中心に御質問させていただきたいと思います。

本補正予算におきましては、当該ページにございます庁舎管理事業で、水道光熱費250万円の増額がございます。ほかにも、学校関係ほかで足し上げていきますと、約2,100万円の増額となっております。水道光熱費といいますと、電気・ガス・上下水道・灯油に分けられると思いますが、そのうちどの種類において、これだけの増額になる予定かという点について、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

- 総務課長（須田洋一君） 私のほうから、庁舎管理の関係の光熱水費の内訳ということで、お話をさせていただきたいと思います。

今回、特に全てをとりあえず多めに見込むじゃないですけども、私たちが4月から6月までのかかった経費を見まして、その中で、電気・ガス、それから水道と下水道についても、料金が上がったわけではないんですけども、使用量が若干上がったという、使用の量が上がったということで、その辺についても上げているところです。

実際に、どの程度かというところでは、まず燃料費については、大体20%増ぐらいを見込んでございます。また、光熱水費の中の電気料については、大体ですけども、30%ぐらいを見込んでいます。あと、水道については15%、下水についても同様の数字を見込ませていただいているところです。

実際にかかったお金の話をさせていただきますと、ちょっと本当の直近のお金については、まだ出てきていないんですけども、例えば7月の電気料につきましては、令和3年度が58万4,000円というところです。令和4年度は94万7,000円ということで、大分増えているということで、水道とか下水については、上限等を見てのものでですけども、ガスとか電気については、今後も料金を注視していかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

- 議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。
- 1番（江田邦明君） ありがとうございます。

特に、電気代ということで御説明いただきましたが、この令和3年から令和4年の58万円という数字が、純粹に燃料費の調整制度によるものか、もしくは契約変更というのか、何か影響しているのかどうかについて、お聞かせいただきたいと思います。

- 議長（滝内久生君） 財務課長。
- 財務課長（日吉由起美君） 電気料の契約につきましては、昨年の10月に入札によりまして契約のほうが市内の19施設について契約変更のほうをさせていただきました。

その中で、前回までの契約と変わったところと言えば、例えば基本料金は減るんですけども、電力量料金が増えているとか、業者によって計算の方法というのが違うものですから、今回の契約で言えば、前回の契約よりは基本料金は下がっている。しかしながら、電力量料金の夏場の電力量料金については、一月当たりの金額が上がっているというような形で、それを組み合わせて電気料というのは最終的に支払うようになります。

ですので、単純に金額のほうが何%アップという形ではなくて、使用量とか季節的なもの、

それからその月にどのぐらいの変動があったかによって金額のほうが決まります。

それと同時に、一般質問のほうでもお答えしましたけれども、燃料費調整額というのがございまして、それは毎月変動しております。

今の状況ですと、それはどんどん上がっているということになりますので、使用量だけの問題ではなくて、そういう調整額ですとか、それから再エネの賦課金についても毎年変動がございまして、それによる影響とか、それを含んだ中で電気料自体が今は上がり基調にあるということだと思います。

以上でございます。

- 議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 説明書の37ページの概要のほうでお伺いします。

国民健康保険事業の基金積立金が、3,900万円、基金に積み立てるという予算になっております。それから、その繰出金の出産育児一時金の精算分と事務費精算分の繰出し267万4,000円、これらについて、この数字上の金額についてお尋ねをしたいと思います。

そして、積立金については、3,900万円を積み立てて積立金が幾らになるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 暫時休憩します。

午後 1 時24分休憩

午後 1 時29分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 遅くなって申し訳ありませんでした。

では、国民健康保険の基金積立金の件からです。

3,900万円の基金積立金になるわけですが、基金については、決算の余剰金から償還金、精算金等の精算を除いたものの2分の1以上を積み立てるということで、令和3年度精算から3,900万円の基金に積み立てるという金額の内容になっております。

また、その積立てによりまして、令和3年度末残高になりますが、2億1,186万4,702円という積立てになる予定に。ごめんなさい、令和4年度残高の予定になっております。

あと、出産一時金の精算についてなんですが、令和3年度につきまして、当初15人の一時金を当初予算化しておりましたが、令和3年度中の事業が全部で計8人となったということで、余剰金が発生しまして、今回、精算するという形になっております。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

-
- 議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、明日13日から22日まで決算審査特別委員会の審査を、26日及び27日に各常任委員会の審査をお願いし、28日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、17日から19日まで、23日から25日までは休会といたします。

お疲れさまでした。

なお、各派代表者会議を1時45分から議場で開催いたしますので、代表者の方は御参集願います。

午後1時34分散会